

伊勢原市景観ガイドラインー公共施設編

令和六年 三月 編

地域

骨格



---

## 目次

---

<b>1. 景観ガイドラインの策定に当たって</b> .....	1
(1) 目的 .....	1
(2) 構成 .....	2
(3) 対象区域 .....	3
(4) ガイドラインの活用方法 .....	3
<b>2. 景観まちづくりの基本方針</b> .....	4
<b>3. 景観ガイドライン</b> .....	5
(1) 公共施設の景観形成方針 .....	5
(2) 公共施設別ガイドライン .....	6
<b>4. 手続</b> .....	35
(1) 景観条例に基づく事前協議及び景観法に基づく通知の対象について .....	35
(2) 公共施設の整備等における手続等の流れ .....	36

---

# 1 景観ガイドラインの策定に当たって

## (1) 目的

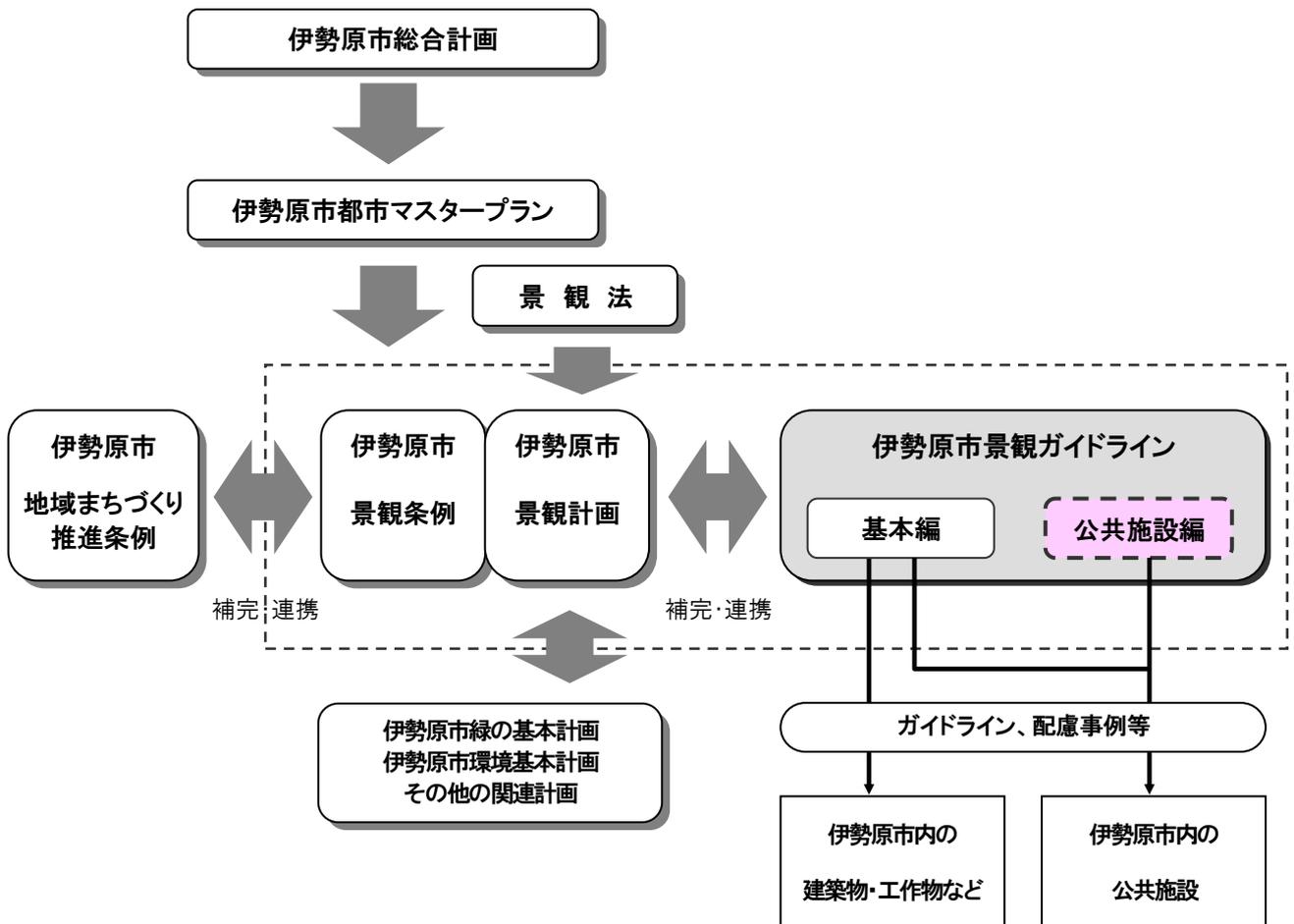
都市の骨格となる道路、河川、公園、公共建築物などの公共施設は、良好な景観まちづくりを進める上で重要な要素となります。

また、その影響の大きさから、市民や事業者の景観まちづくりを誘導していく上でも、先導的な役割を担うものとなります。

このように、本市の景観まちづくりを進める上で重要な役割を担う公共施設について、その整備などに当たり、景観まちづくりのあり方を共有し進めることの重要性から「伊勢原市景観ガイドライン（公共施設編）」を作成しました。

本ガイドラインは、本市の景観まちづくりにおける公共施設整備の指針となるもので、計画・設計に当たって、尊重すべき内容となります。

なお、公共施設編は、別に定める「伊勢原市景観ガイドライン（基本編）」とあわせて利用することを前提としています。



■ 図一 伊勢原市景観ガイドラインの位置付け

## （２）構成

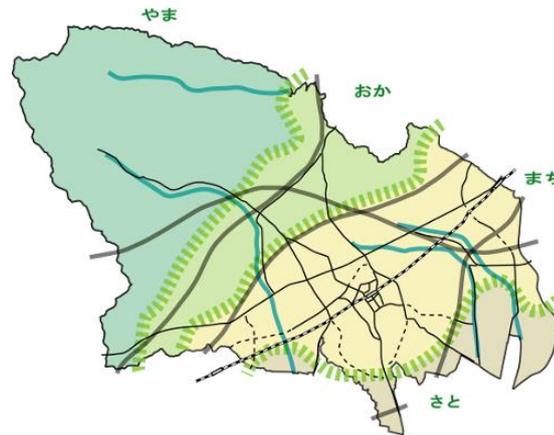
本ガイドラインの構成は、次のとおりです。

■表一本ガイドラインの構成

1. 景観ガイドラインの策定に当たって	(1) 目的	本ガイドラインの目的や位置付けを示しています。																			
	(2) 構成	本ガイドラインの構成を示しています。																			
	(3) 対象区域	本ガイドラインの対象区域を示しています。																			
	(4) ガイドラインの活用方法	本ガイドラインによる検討の流れを示しながら、活用の仕方やポイントを示しています。																			
2. 景観まちづくりの基本方針		伊勢原市景観計画に基づく、本市の景観まちづくりの目標と基本方針の概要を示しています。																			
3. 景観ガイドライン	(1) 公共施設の景観形成方針	本市の景観まちづくりにおける公共施設の基本的な位置付けや果たすべき役割、また配慮の考え方や視点について示しています。																			
	(2) 公共施設別ガイドライン	<p>公共施設の種類及び共通する項目の2つの視点から、形態又は色彩その他の意匠についてのガイドラインを示しています。</p> <p>①景観形成基準 ②施設・共通項目別ガイドライン</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象項目</th> <th>要素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">施設</td> <td>a. 公共建築物</td> </tr> <tr> <td>b. 道路・橋梁</td> </tr> <tr> <td>c. 河川</td> </tr> <tr> <td>d. 公園・広場・緑地等</td> </tr> <tr> <td>e. 農業施設</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">共通項目</td> <td>a. のり面・擁壁</td> </tr> <tr> <td>b. 橋梁類</td> </tr> <tr> <td>c. 防護さく</td> </tr> <tr> <td>d. 標識・サイン類</td> </tr> <tr> <td>e. 設備・ストリートファニチャー類</td> </tr> <tr> <td>f. 照明施設</td> </tr> <tr> <td>g. 視点場</td> </tr> <tr> <td>h. 舗装</td> </tr> <tr> <td>i. 緑の保全と緑化</td> </tr> <tr> <td>j. 色彩</td> </tr> <tr> <td>k. 素材</td> </tr> </tbody> </table>	対象項目	要素	施設	a. 公共建築物	b. 道路・橋梁	c. 河川	d. 公園・広場・緑地等	e. 農業施設	共通項目	a. のり面・擁壁	b. 橋梁類	c. 防護さく	d. 標識・サイン類	e. 設備・ストリートファニチャー類	f. 照明施設	g. 視点場	h. 舗装	i. 緑の保全と緑化	j. 色彩
対象項目	要素																				
施設	a. 公共建築物																				
	b. 道路・橋梁																				
	c. 河川																				
	d. 公園・広場・緑地等																				
	e. 農業施設																				
共通項目	a. のり面・擁壁																				
	b. 橋梁類																				
	c. 防護さく																				
	d. 標識・サイン類																				
	e. 設備・ストリートファニチャー類																				
	f. 照明施設																				
	g. 視点場																				
	h. 舗装																				
	i. 緑の保全と緑化																				
	j. 色彩																				
	k. 素材																				
4. 手続	(1) 景観条例に基づく事前協議の対象及び景観法に基づく通知の対象について	景観条例に基づく事前協議の対象や景観法に基づく通知の対象となる行為について示しています。																			
	(2) 公共施設の整備等における手続等の流れ	公共施設の整備等に当たっての協議などの流れを示しています。																			

### (3) 対象区域

本ガイドラインが対象とする区域は、伊勢原市景観計画に定められた景観計画区域（市域全体）です。



### (4) ガイドラインの活用方法

本ガイドラインは、良好な景観まちづくりを推進するため、公共施設の整備等に当たって、配慮すべき事項や工夫すべき視点などを、図や事例写真を使って示しています。

公共施設の規模にかかわらず、該当する要素や施設が含まれる場合は、次に示す流れにより、本ガイドラインによる整備などに努めてください。

本ガイドラインに示す内容は、その代表的な取組を示したものであるため、公共施設の整備等の内容や規模などによって、その取組方法にさらに工夫を加え、より良い景観まちづくりの実現に努めるものとします。

#### ステップ①：公共施設の整備等に関する企画・立案

- ・行為地における景観まちづくりの目標や基本方針の確認【景観ガイドライン（基本編）】
- ・公共施設の景観形成方針の確認【景観ガイドライン（公共施設編）】
- ・景観まちづくり主管課への事前相談（任意）

#### ステップ②：公共施設の整備等に関する計画・設計

- ・事業の概要シートを作成し、景観まちづくり主管課へ提出
- ・該当する事業の「公共施設別ガイドライン」の確認（チェックシートの活用）

○「施設」別のガイドライン項目及び内容を確認し配慮や工夫すべき事項を把握

○「共通項目」別のガイドライン項目及び内容を確認し配慮や工夫すべき事項を把握

※あわせて、【景観ガイドライン（基本編）】の関係項目を確認

- ・景観まちづくりに関する事前協議
- ・必要に応じてまちづくり審議会や景観アドバイザーの意見聴取

#### ステップ③：公共施設の整備等に関する施工・監理

- ・該当するガイドライン項目の再確認（チェックシートの活用）
- ・色見本（マンセル値）などによる色彩の確認

#### ステップ④：公共施設の整備等に関する維持・管理

- ・景観まちづくり主管課への維持管理に関する相談（任意）

## 2 景観まちづくりの基本方針

伊勢原市景観計画で定められている景観まちづくりの目標と基本方針を示します。

この目標と基本方針は、本市で行われる景観まちづくりすべてに共通する考え方で、公共施設の整備等に当たっても、その前提となるものです。

景観まちづくりの目標	
目標1	自然を生かし、大切にする景観まちづくり
目標2	歴史・文化を生かし、大切にする景観まちづくり
目標3	にぎわいを生かす景観まちづくり
目標4	地域らしさを生かす景観まちづくり
目標5	市民活動を生かす景観まちづくり

景観まちづくり基本方針	
<p><b>基本方針1：景観の顔をつくる</b></p> <p>交流やにぎわい、もてなし、歴史・文化などをテーマとして、市を代表する景観の顔をつくれます。</p>	<p><b>顔</b></p>
<p><b>基本方針2：景観の骨格をつくる</b></p> <p>道路や河川などの空間の連続性、また、歴史・文化や大山の眺望などのつながりを生かしながら、景観の骨格をつくれます。</p>	<p><b>骨格</b></p>
<p><b>基本方針3：地域らしさをつくる</b></p> <p>「やま」「おか」「まち」「さと」の4つの地域の特色と景観資源（「自然」「歴史・文化」「都市」「生活」）などそれらの特性を生かしながら、地域らしさをつくれます。</p>	<p><b>地域</b></p>

## 3 景観ガイドライン

### (1) 公共施設の景観形成方針

本市の良好な景観まちづくりを進める上での公共施設の整備等の基本的な位置付けや果たすべき役割、また配慮すべき考え方や視点について整理します。

方針①：景観まちづくりのための先導的役割を果たす		
考え方	<p>量から質へとまちづくりへの市民意識が変化する中、より快適で美しい生活環境や地域環境の創出は、新たな社会的ニーズとなっています。</p> <p>こうした中で、都市の景観イメージを創る公共空間は、まちづくりを進める上で、さらに重要な役割を担うものとなっています。</p> <p>また、公共施設の整備等に当たっては、景観まちづくりの視点から、公共空間が担う役割を再認識するとともに、市民、事業者の主体的な取組を促す、先導的な取組が求められます。</p> <p>なお、整備等に当たっては、景観の専門家などからの助言や指導を受けることも必要となります。</p>	視点
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の景観まちづくりの方向性を考慮する。</li> <li>・景観イメージを創る重要な要素であることを再意識する。</li> <li>・必要に応じて専門家の意見を取り入れる。</li> </ul>
方針②：地域の景観まちづくりの原動力となる		
考え方	<p>公共施設の整備等は、地域の景観まちづくりの骨格となります。</p> <p>このため、公共施設の整備等は、地域の景観まちづくりの意識を高めるとともに、地域主体の景観まちづくりの取組の輪がひろがるきっかけとなることも求められます。</p> <p>このため、必要に応じて、地域住民の参加や協働を促すなど、積極的に地域の意見を取り入れていく必要があります。</p> <p>また、こうした取組は、地域みんなが利用しやすく、大切にされる施設づくりにつながることであります。</p>	視点
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の景観まちづくりを進める上で必要となる要素（役割）を把握する。</li> <li>・積極的な市民参加協働の機会を創出する。</li> <li>・利用者（市民等）が安心して利用しやすい施設のあり方を計画する。</li> </ul>
方針③：諸施策との調整を図りながら、景観まちづくりの工夫を行う		
考え方	<p>公共施設の整備等に当たっては、他のまちづくり施策などとの整合性を図りつつ、計画の柔軟い段階から、事業地における景観まちづくりの位置付けを踏まえ、その地域における景観特性や景観資源などを把握し、それらを生かしていく工夫が必要となります。</p> <p>また、規模や内容などに応じた工夫をすることも求められます。</p>	視点
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の初期段階から景観の視点からの情報を収集する。</li> <li>・景観まちづくりの取り組みを生かす視点から、他の施策等との整合を図る。</li> <li>・地域の景観特性等を生かす。</li> </ul>

## （２）公共施設別ガイドライン

### ①伊勢原市景観計画における景観形成基準

「公共施設別ガイドライン」は、伊勢原市景観計画における景観形成基準に基づき、公共施設の整備等における考え方や配慮すべきポイントなどをまとめています。

景観形成基準	
配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大山の眺望や広がりのある田園風景等の地域固有の景観特性を阻害しない配置・規模とする。</li> <li>・建築物及び工作物の高さや位置は、まちなみの連続性に配慮するとともに、ゆとりのある空間を確保する。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然や歴史・文化を感じる景観を有する地域では、これらとの調和に配慮した形態・意匠とする。</li> <li>・屋外の設備や階段等は、建築物本体と一体的な外観とするなど、周囲からの見え方を工夫する。</li> <li>・長大な壁面は、分割・分節するなど、単調さや圧迫感を与えないよう工夫する</li> <li>・一団地や同一敷地内における複数の施設は、まとまりを持った形態・意匠とする</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の特性を踏まえ、周辺に配慮した素材を活用する。特に、地域で親しまれている景観資源等の周辺では、自然素材を用いるなどその調和に配慮する。</li> <li>・光沢性のある素材や反射光の生じる素材は、周辺景観への影響を考慮し、使用方法を工夫する。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する色彩は、別表１～３に示す基準に適合することに加え、山なみや田園風景、市街地など、伊勢原らしさを感じられる「やま」「おか」「まち」「さと」の地域ごとに異なる色彩環境への調和に配慮する。 (別表１～３は景観ガイドライン基本編 P28-29、地域ごとの色彩誘導は同 P21-25 参照)</li> <li>・周囲の景観から極端に目立つ彩度や明度の色彩や、複数の色を組み合わせた複雑な模様などの使用を控える。また、使用する色彩の数はできる限り少なくする。</li> <li>・補助色やアクセント色を使用する場合は、施設全体の色彩との調和に配慮しつつ、小面積で効果的な活用となるよう工夫する。</li> </ul>
緑化・外構等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の緑との一体的・連続的な空間の創出に努め、道路などの公共空間から見える場所を中心に、周囲に潤いを与える効果的な緑化を行う。</li> <li>・生育の良好な既存樹木がある場合には、修景に生かすよう努める。</li> <li>・垣又は柵を設置する場合は、できる限り透過性のある素材を使用し、設置高さ、視線の抜けなどに配慮するとともに、圧迫感の軽減に努める。</li> <li>・駐車場や自転車置場、ごみ置場、屋外設備などを設置する場合は、道路など公共空間からの見え方やまちなみの連続性を分断しないよう配慮する。</li> </ul>
造成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形の改変は必要最小限とし、開発に伴って生じる法面は、できる限り緩やかな勾配とする。</li> <li>・擁壁は、勾配のあるものの使用や化粧仕上げ、前面の緑化等の工夫により圧迫感の軽減に努める。ただし、道路などの公共空間から容易に望見されることのないものである場合は、この限りではない。</li> </ul>



景観形成基準	
土石等の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆積物は整然と積み上げ、極力周辺から見えにくい高さ・配置とする。</li> <li>・周辺の景観を阻害しないように配慮するとともに、周囲を適切に修景する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物は、まちなみと調和するよう配置や形状を工夫するとともに、周囲の景観から極端に目立つ彩度や明度の色彩の使用を控える。また、建築物本体と一体的に計画するなど見え方を工夫する。</li> <li>・広告物は、商業地を除き光の拡散や点滅するネオン、液晶パネル等の使用を控える。</li> <li>・照明施設は、光量や光源の向きなど、周辺環境に与える影響に配慮する。</li> </ul>

※景観重点地区に指定された地区については、景観形成基準が別途定められることがあります。

## ②公共施設別ガイドライン

「公共施設別ガイドライン」の構成は次のとおりです。公共施設の整備等の種類や内容により、ガイドライン項目を確認してください。

	要素	ガイドライン項目	該当ページ
施設	a. 公共建築物	1. 基本編に準拠	P 8
	b. 道路・橋梁	1. 歩道空間への配慮	P 9
		2. 高架道路への配慮	P10
		3. 橋梁部への配慮	P11
	c. 河川	1. 環境への配慮	P12
2. 連続性や眺望への配慮		P13	
d. 公園・広場 ・緑地等	1. 地域性に配慮したデザイン	P14	
	2. 周辺環境との調和	P15	
e. 農業施設	1. 田園景観との調和	P16	
共通項目	a. のり面・擁壁	1. のり面の構造	P17
		2. のり面の緑化	P18
		3. 擁壁の形態・意匠・素材	P19
	b. 橋梁類	1. 周辺環境との調和	P20
	c. 防護さく	1. 周辺環境との調和や他要素との調和	P21
	d. 標識・サイン類	1. 掲出情報の整理	P22
		2. 周辺環境との調和	P23
	e. 設備・ストリートファニチャー類	1. 周辺環境との調和	P24
	f. 照明施設	1. 適切な照明方法	P25
		2. 周辺環境との調和	P26
	g. 視点場	1. 周辺環境との調和	P27
	h. 舗装	1. 周辺環境との調和	P28
	i. 緑の保全と緑化	1. 地域性や季節感を演出する緑化	P29
j. 色彩	1. 地域性への配慮	P30	
	2. 基調色とアクセントカラー	P31	
k. 素材	1. 地域性への配慮	P33	
	2. 耐久性への配慮	P34	

対象項目：

施設

要素：

a. 公共建築物

ガイドライン

## 1. 基本編に準拠

【「景観ガイドライン（基本編）」の「行為・項目別ガイドライン」に準拠する】

公共建築物は、多くの市民が利用するため、日常生活の中でも最も印象に残る、景観への影響が大きな建物となります。

このため、公共建築物の建築等に当たっては、周辺の建物との調和を図りつつ、良好な景観形成を先導する役割を担っていくことが求められます。

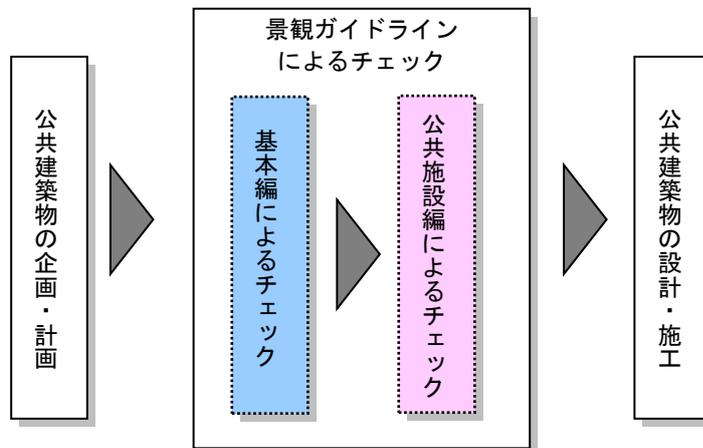
このことから、公共建築物の建築等に当たっては、景観ガイドライン（基本編）に準拠しつつ、さらに公共施設編のガイドライン項目による工夫を加えながら、本市の景観まちづくりをリードしていきます。

## 《ポイント》

- 伊勢原市景観ガイドライン《基本編》に基づく。
- 地域の特性や風土を生かして、地域景観と調和する建築物とする。
- 地域の景観形成のモデルとなる空間を創出する。

## 配慮事例等

○公共建築物の整備のイメージ



対象項目：

施設

要素：

b. 道路・橋梁

ガイドライン

## 1. 歩道空間への配慮

## 【うるおいある歩行者空間を創出する】

道路は、都市の骨格として、まちなみの景観を印象づける主要な要素であるとともに、市民生活とも関わりの深い公共施設です。

そのため歩道空間の整備では、沿道のまちなみ、地域の土地利用や道路の状況に応じて、ゆとりやうるおい、やすらぎなどを感じることができ空間整備を検討します。

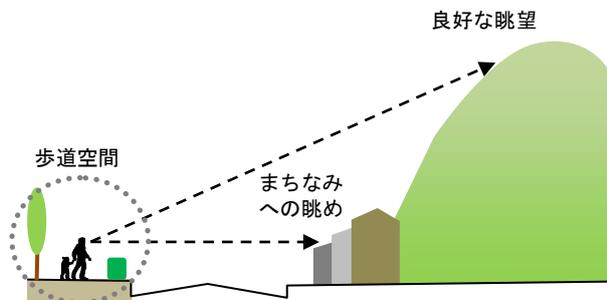
また、街路樹などの緑化については、周辺環境との調和を図りつつ、まちなみの連続性や統一感などに配慮します。

## 《ポイント》

- 周辺のまちなみなど、多様な要素を生かす。
  - 滞留空間やベンチなどの配置や緑化を工夫する。
  - 良好な眺望が得られる場所では、眺望を生かす配慮を行う。
  - 市街地などでは、空いたスペースを活用した花壇づくりなどにより、「にぎわい」や「楽しさ」が演出された空間づくりを工夫する。
  - 街路樹などの植栽や樹種の選定は、地域特性に配慮するとともに、季節の変化を楽しめる工夫をする。
- （「共通項目-i. 緑の保全と緑化」をあわせて参照する）

## 配慮事例等

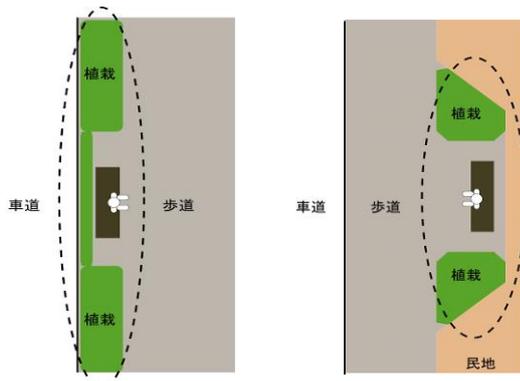
○ まちなみや良好な眺望を生かす歩道空間の整備イメージ



○ 市街地の沿道に設けられ花壇により、「にぎわい」「楽しさ」が演出された歩道（伊勢原市）



○ 歩道空間の空いたスペースの活用イメージ



○ 花木や草花を組み合わせる季節感を演出した歩道（富山県）



対象項目：

施設

要素：

b. 道路・橋梁

ガイドライン

2. 高架道路への配慮

【高架道路は、周辺の景観との調和に配慮する】

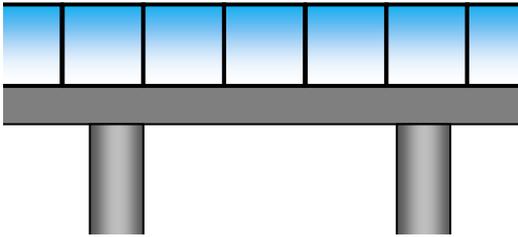
高架道路は、長大かつ人工的な構造物であるため、形態及び意匠については、背景となる山なみや周辺の田園、まちなみへの圧迫感、阻害感を抑える工夫を行います。また、高架下の空間は雑然とした空間とならないように配慮します。

《ポイント》

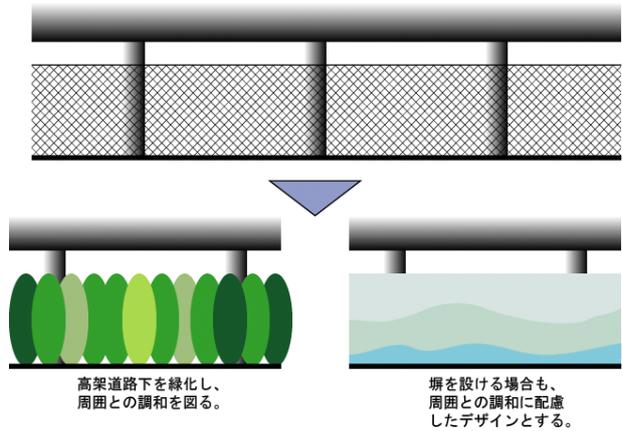
- 高架道路本体は、背景となる山なみや田園風景などの景観に配慮したデザインとする。
- 高架道路本体は、なるべくシンプルな形態及び意匠とする。（「共通項目-b. 橋梁類」をあわせて参照する）
- 高架道路下の空間は、周辺景観への影響を考慮した修景を行うことを検討する。

配慮事例等

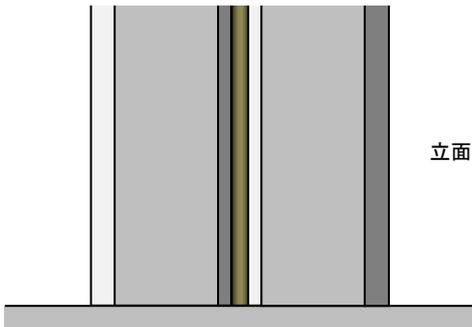
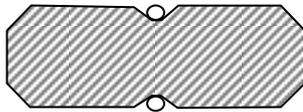
○背景の景観に配慮し、遮音壁等を透過性のある素材とした高架道路のイメージ



○高架下空間の修景イメージ



○橋脚の隅の面取りやくぼみに配管を収める工夫などにより、すっきりとした高架道路の橋脚のデザインイメージ





対象項目：

施設

要素：

b. 道路・橋梁

ガイドライン

3.  
橋梁部への配慮

## 【地域と調和したデザインとするとともに、眺望景観に配慮する】

橋梁は、河川や道路などから望め、人々の目を引きつけるもので、地域景観を特徴付けるものとなります。

このため、沿道や水辺からの眺め、また、周辺環境と調和するように配慮します。また、道路景観との連続性を意識するとともに、山なみの眺望やまちなみなどの景観を楽しめるように配慮します。

## 《ポイント》

- 周辺の景観と調和する素材や色彩を使用し、シンプルなデザインとする。  
（「共通項目-b. 橋梁類」をあわせて参照する）
- 山なみの眺望やまちなみ景観などが楽しめるように配慮する。  
（「共通項目-g. 視点場」をあわせて参照する）

## 配慮事例等

○周辺の建物や舗装、工作物などとの調和に配慮し、石材を使用した橋梁（栃木県）

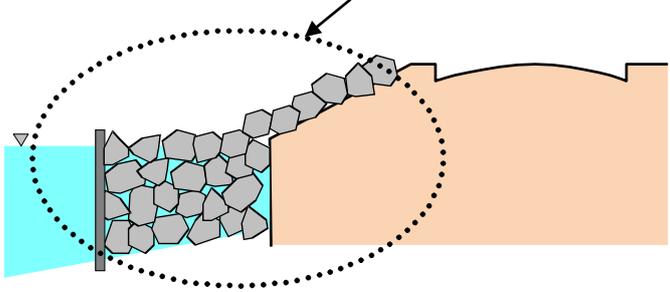


○視点場にもなる橋梁上に設けられたアルコーブ（東京都）



対象項目：	施設	要素：	c. 河川
-------	----	-----	-------

ガイドライン	<p>1. 環境への配慮</p> <p><b>【自然との調和に配慮し、親しみある空間を創出する】</b></p> <p>河川は、やまから市街地、田園地帯へと、まちをつなぐ骨格となっています。また、市民が身近に自然を感じられる憩いの場ともなっています。さらに、その周辺の自然は、多様な生物の生息場所としての場所ともなっています。</p> <p>このため、自然や地域特性などとの関わりに十分配慮しながら、市民が親しみをもてる河川景観を創出します。</p> <p><b>《ポイント》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域特性を踏まえ、周辺の環境や景観と調和した河川景観の創出を工夫する。</li> </ul>
--------	--

配慮事例等	
<p>○河川敷や堤防の修景緑化による緑豊かな水辺景観（埼玉県）</p> 	<p>○コンクリート擁壁に変化をつけた市街地における河川の護岸（東京都）</p> 
<p>○生態系に配慮した多自然型護岸のイメージ</p> <p style="text-align: center;">水生生物の生息域となる石積</p> 	

対象項目：

施設

要素：

c. 河川

ガイドライン

## 2. 連続性や眺望への配慮

## 【水辺の眺めや眺望を楽しめるなど市民の憩いの場となるよう配慮する】

水と緑にふれあえ、また、ゆとりやうるおいを感じることができる場として多くの市民に親しまれるよう、水と緑の景観の連続性や眺望による景観の繋がりを生かした景観形成に取り組みます。

また、防護さく等の施設は、意匠の工夫や落ち着いた色彩を採用するなど、周辺環境との調和に配慮します。

## 《ポイント》

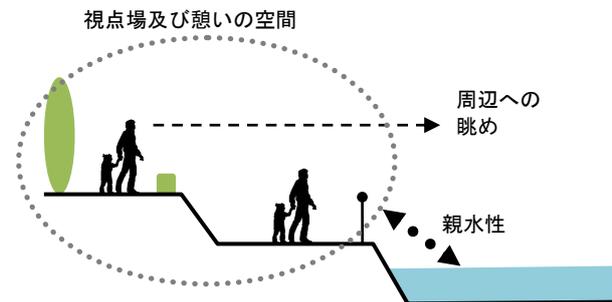
- 周辺の水辺や緑とのネットワーク化など、河川の連続性を生かした景観の創出を工夫する。（「共通項目-i. 緑の保全と緑化」をあわせて参照する）
- 憩いの空間や視点場づくりの工夫をする。（「共通項目-g. 視点場」をあわせて参照する）
- 河川構造物や工作物は、形態、意匠及び色彩に配慮し、周辺景観との調和を図る。

## 配慮事例等

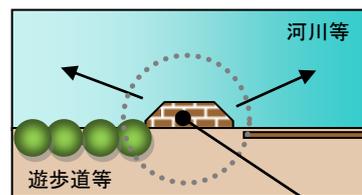
○河川の連続性を生かし、水辺と緑のネットワークを形成した河川景観（埼玉県）



○憩いの空間や視点場づくりの整備イメージ



○周辺の景観と調和した形態及び意匠の防護さく（埼玉県）



河川沿いの  
視点場

○周辺の眺めを楽しめる憩いの場として整備された親水空間（富山県）



対象項目：	施設	要素：	d. 公園・広場・緑地等
-------	----	-----	--------------

ガイドライン	<p>1. 地域性に配慮したデザイン</p>	<p><b>【地域と一体となった景観を創出する】</b></p> <p>公園・広場・緑地等は、人々の憩い、交流などの空間として、身近な施設となっています。</p> <p>また、緑のネットワークを形成する上での拠点としての役割や、歴史や文化的な特性や地域風土が反映されるなど、地域特性を映し出すものです。</p> <p>このため、地域特性を考慮し、また地域住民に求められる機能を十分に踏まえながら、周辺景観との調和を図っていきます。</p> <p><b>《ポイント》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の環境に配慮したデザインを工夫する。</li> <li>■ 眺望や見通しを生かした視点場づくりの工夫をする。（「共通項目-g. 視点場」をあわせて参照する）</li> <li>■ 公園の特長を生かした施設整備を行う。</li> <li>■ 緑のネットワークの拠点となる緑地景観を創出する。（「共通項目-i. 緑の保全と緑化」をあわせて参照する）</li> </ul>
--------	------------------------	---

配慮事例等	
<p>○ 自然の地形を生かして整備された公園（伊勢原市）</p> 	<p>○ 眺望を意識した視点場の整備イメージ</p>
<p>○ 歴史的な特性との調和に配慮した公園内施設（伊勢原市）</p> 	



対象項目：

施設

要素：

d. 公園・広場・緑地等

ガイドライン

## 2. 周辺環境との調和

## 【周辺の緑、水辺との連続性や一体性に配慮する】

公園・広場・緑地等の緑は、周辺の景観にうるおいをもたらすとともに、鳥や昆虫などのいきものの通り道にもなります。

このため緑化に当たっては、街路樹や河川沿いの緑、施設の外構の植栽など、周辺の緑との一体感や連続性の確保により、緑の回廊の創出に努めます。

## 《ポイント》

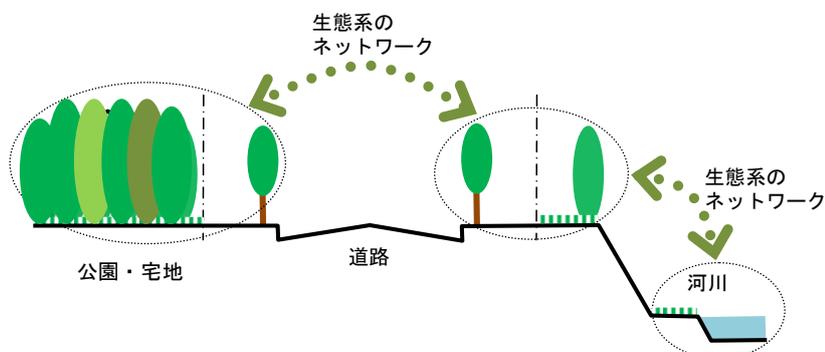
- 道路、公園などの公共空間との境界部分は、一体的なうるおいある景観を創出するよう努める。
- 生態系ネットワークに配慮し、河川や道路の緑、周辺のまとまりのある緑との連続性、一体感の創出に努める。
- 多様な環境の導入を図り、景観としての変化を工夫する。

## 配慮事例等

○隣接する街路樹と一体となった公園の緑地  
(東京都)



○周辺の緑との連続性による緑の回廊のイメージ



対象項目：

施設

要素：

e. 農業施設

ガイドライン

1. 田園景観との調和

【水や緑と調和した施設づくりを工夫する】

農業用施設は、田園や里地里山など、豊かな自然の中に位置することから、その整備に当たっては、水や緑、周辺の景観などとの調和を図ります。

《ポイント》

- 農道や水路などは、周辺の景観に調和した自然素材などの活用に努める。
- 農業施設などは、田園風景や自然景観と調和するようデザインを工夫する。

配慮事例等

○田園景観の中にある砂利の農道（伊勢原市）



○自然石を使用した水路（伊勢原市）





対象項目：

共通項目

要素：

a. のり面・擁壁

ガイドライン

## 1. のり面の構造

## 【自然の地形をできる限り生かす】

のり面は、その傾きや大きさ、表面の形状などにより、周辺の景観に与える印象が大きく変化します。

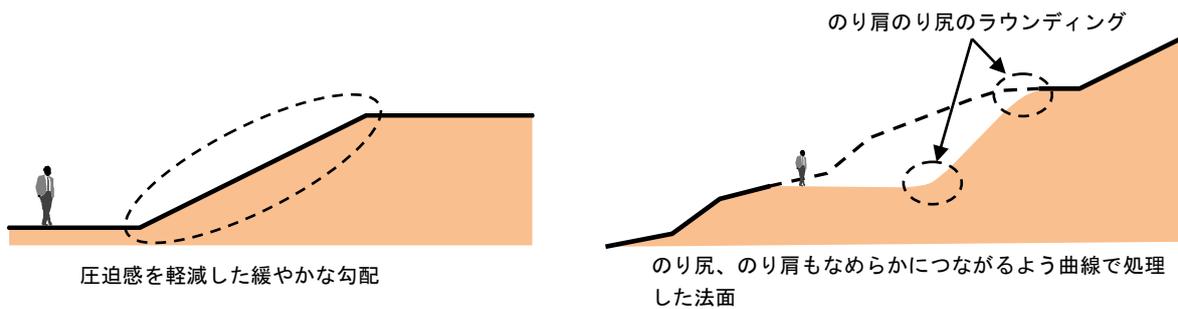
このため、できる限り自然の地形を生かした形状とするとともに、圧迫感を軽減するための工夫を行います。

## 《ポイント》

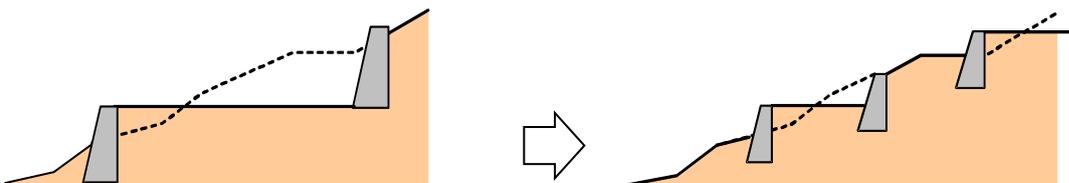
- 緩やかな勾配などを採用し、圧迫感を軽減に努める。
- のり面の分割や緑化を検討する。

## 配慮事例等

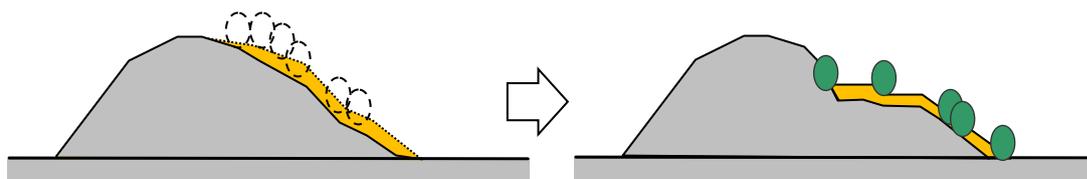
## ○ 圧迫感を軽減するのり面の整備イメージ



## ○ 自然の地形を生かして階段状にした造成のイメージ



## ○ 造成後にのり面をできる限り緩やかな勾配とし、植物が生育しやすい環境を整備するイメージ



対象項目：

共通項目

要素：

a. のり面・擁壁

ガイドライン

2. のり面の緑化

【周辺植生との調和や植栽の維持管理を考慮した緑化を図る】

のり面は、緑の連続性や地域環境との調和を図るため、周辺環境や植生と調和した緑化を図ります。

また、将来の維持管理を考慮した植栽密度や適切な土壌の状態を維持する構造などを工夫します。

《ポイント》

- 周辺の植生、植栽の管理の容易さなどを考慮した緑化に努める。
- 人目に付きやすい場所等では、花の咲く草花や花木などの配置を工夫し、魅力ある景観の創出に配慮する。

配慮事例等

○ 周辺植生を考慮し、樹林間隔などにも配慮したのり面緑化（東京都）



○ 花木で緑化した歩道に面したのり面（東京都）



○ 法面と擁壁を組み合わせることで圧迫感を軽減させている例



対象項目：

共通項目

要素：

a. のり面・擁壁

ガイドライン

## 3. 擁壁の形態・意匠・素材

## 【地域特性に応じた素材の活用や周辺環境に配慮した形状などとする】

擁壁は、構造や表面の形態、面積などにより、周辺の景観に与える印象が大きく変わります。このため、擁壁を設置する場合は、自然の地形を生かすなどの工夫により、できる限り大規模なものとならないようにします。

形態や仕上げにおいては、周辺環境との調和や圧迫感の軽減などの配慮を行い、コンクリート擁壁では表面の仕上げなどの工夫をします。

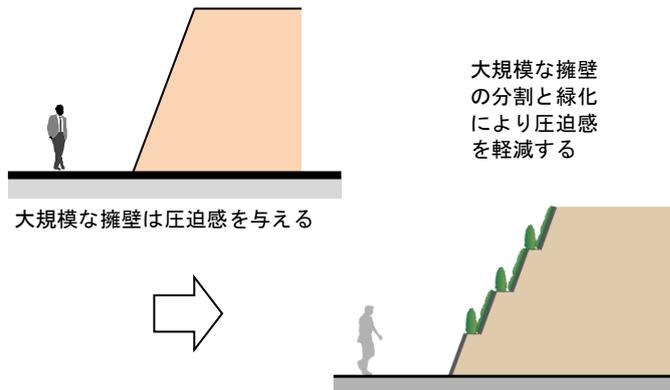
また、石材などの自然素材の活用を検討します。

## 《ポイント》

- 圧迫感を軽減するため、形状を工夫する。
- 擁壁の表面仕上げについては、周辺環境との調和に配慮する。
- 地域特性に応じた素材を検討する。

## 配慮事例等

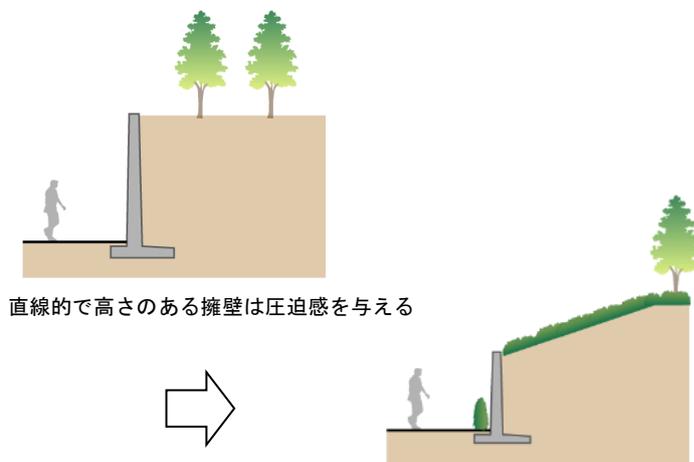
○ 擁壁の分割による圧迫感軽減のイメージ



○ 擬石状の仕上げとした擁壁（伊勢原市）

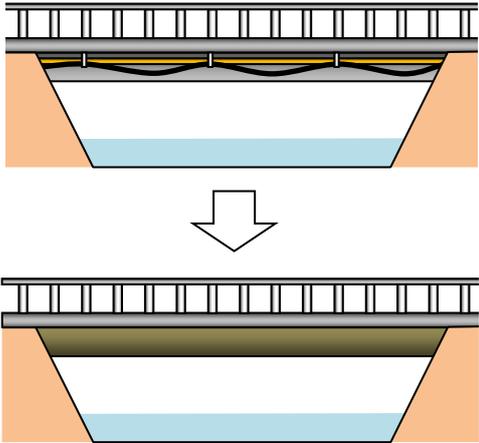


○ 自然環境と調和した自然石の擁壁（伊勢原市）



<b>対象項目：</b>	<b>共通項目</b>	<b>要素：</b>	<b>b. 橋梁類</b>
--------------	-------------	------------	---------------

<b>ガイドライン</b>	<p><b>1. 周辺環境との調和</b></p>	<p><b>【橋梁類は周辺の環境や景観との調和に配慮する】</b></p> <p>橋梁類は立体的な構造物のため、目立つ要素である一方で、個性的な景観を演出することも可能になります。</p> <p>橋梁類の整備においては、周辺の景観と調和する形態及び意匠とするとともに、地域特性に配慮した素材や色彩を活用するよう努めます。</p> <p><b>《ポイント》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 橋梁全体のデザインの一体感に配慮する。</li> <li>■ 周辺のまちなみや景観との調和に配慮し、圧迫感を軽減するようデザインを工夫する。</li> <li>■ 水管や電線などの付属物は、すっきり見えるような配置や色彩の工夫、また、覆いをかけるなどを検討する。</li> </ul>
---------------	---------------------------	---

<b>配慮事例等</b>	
<p>○沿道の景観との調和と施設全体のまとまりに配慮しデザインされた歩道橋（埼玉県）</p> 	<p>○桁下の露出した水管や架線部分をすっきりと見せるよう、覆いをかけ色彩を工夫したイメージ</p> 
<p>○自然景観との調和に配慮し、木材を使用した高欄（栃木県）</p> 	



対象項目：

共通項目

要素：

c. 防護さく

ガイドライン

## 1. 周辺環境との調和や他要素との調和

## 【連続性や統一感に配慮し、地域のイメージを生かすデザインとする】

防護さくは、機能や安全上の支障がない場合は、道路やまちなみの連続性や統一感の創出に配慮したデザインを検討します。また、周辺環境や地域特性を考慮した色彩などとします。なお、擁壁や護岸などの構造物と組み合わせて設置する場合は、それらの構造物を含めた全体の統一感を創出します。

## 《ポイント》

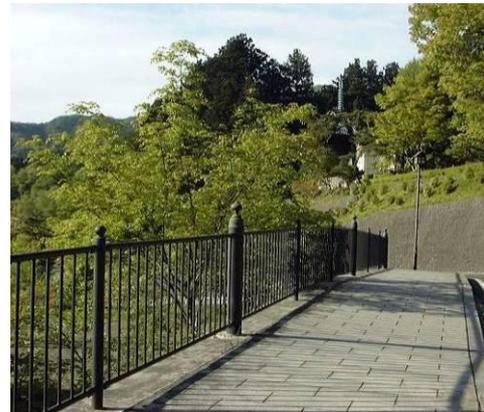
- 周辺の景観との調和に配慮するとともに、連続性を意識したデザインとなるよう工夫する。
- 関連施設などとの一体的な計画・設計により、地域全体としての統一感の創出に努める。

## 配慮事例等

○市街地の景観にとけ込むベージュ系の色彩の防護さく（神奈川県）



○緑の景観と調和するシンプルなデザインの茶系の色彩の防護さく（栃木県）



○自然景観との調和に配慮し、間伐材を組み合わせた防護さく（伊勢原市）



○石垣を強調するためシンプルなデザインと金属性の濃い茶系の色彩とした防護さく（富山県）



対象項目：

建築物・工作物

要素：

d. 標識・サイン類

ガイドライン

1. 掲出情報の整理

【類似サインの掲出を避け、すっきりとしたまちなみ景観を創出する】

標識やサイン類は、人の集まる駅の周辺や交差点など、特定の場所に集中して設置されることが多く、類似サインの掲出などにより、その印象は雑然となりやすいものがあります。

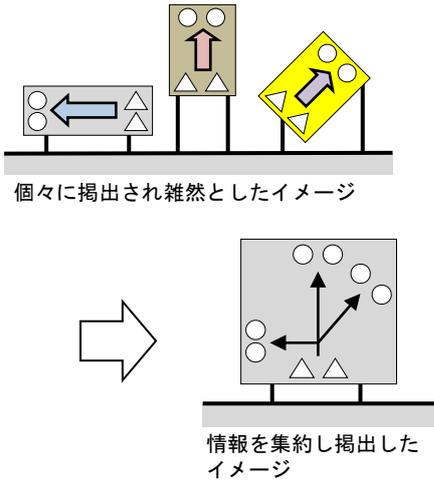
このため、必要な情報が的確に伝わる機能を維持した上で、集約化などに努めることにより、すっきりとしたまちなみ景観を創出します。

《ポイント》

- 表示内容の整理、表示方法の工夫、共架などによる集約化に努める。
- 関連施設や設置範囲などを考慮した一体的な計画・設計により、地域全体としての統一感の創出に努める。

配慮事例等

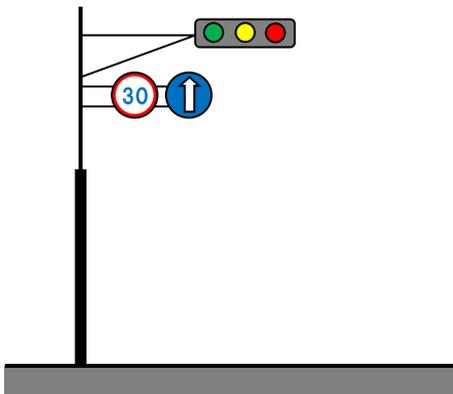
○標識・サイン類の集約化のイメージ



○地域全体で表示方法などが統一して掲出されたサイン（神奈川県）



○信号と道路標識を共架したイメージ





対象項目：

共通項目

要素：

d. 標識・サイン類

ガイドライン

## 2. 周辺環境との調和

## 【地域のイメージとの調和を図る】

標識・サイン類は、設置の仕方、素材や形状、色彩などにより、その場所の景観に大きな影響を与えるものです。

そのため、設置に当たっては、掲出する情報とのバランスに配慮し、地域特性を踏まえ、周辺景観との調和が図られたデザインとします。

## 《ポイント》

- 掲出情報や地域特性、また、設置する場所との調和を図る。

## 配慮事例等

- 設置場所の地域特性に配慮し、色彩や素材などを工夫した案内サイン（東京都）



- 木材を使用した山間部のサイン（栃木県）



- 伊勢原市のシティーカラー（CIマークシステム）  
色彩面から伊勢原の独自性を表すもので、まちづくりシンボルマークや行政ロゴタイプと同様に、伊勢原のイメージ形成のための重要な役割を果たします。

## 【伊勢原グリーン】



マンセル値:0.5BG 5.7/13.9  
DIC:175  
プロセス:C100%+Y60%  
PANTONE :PANTONE GREEN

## 【伊勢原グレー】



マンセル値:1.2Y 4.9/1.2  
DIC:502  
プロセス :C60%+M60%+Y60%+BL10%  
PANTONE:404



公共サインのシティーカラー使用例  
矢印等 : 伊勢原グリーン  
背景 : 伊勢原グレー

対象項目：

共通項目

要素：

e. 設備・ストリートファニチャー類

ガイドライン

1. 周辺環境との調和

【周辺の景観との調和に配慮する】

設備・ストリートファニチャー類は、個々には良いデザインでも、まちなみ全体としての連続性や統一感が損なわれている場合もあります。このため設置に当たっては、まちなみとの調和に十分は配慮し、デザイン、素材、色彩などを検討します。また、その機能や安全性を確保しつつ、必要以上の設置をしない工夫をします。

《ポイント》

- 周辺の景観と調和し、地域やまちなみの統一感などが損なわれないよう、デザインや色彩を工夫する。
- 電柱類などは、他の工作物などと重ならないよう適切な位置に設置し、必要に応じて、電線の地中化等を検討する。

配慮事例等

○まちなみ景観と一体となったベンチやフラワーポット、照明施設など（神奈川県）



○周辺のまちなみに配慮し、色彩の工夫をした地上機器（左：山形県 右：伊勢原市）



○電線の地中化によりすっきりとした空間となった道路（栃木県）





対象項目：

共通項目

要素：

f. 照明施設

ガイドライン

## 1. 適切な照明方法

## 【魅力ある夜間景観を創出する】

照明は夜景を構成する重要な要素となります。一方で、その場所の雰囲気と合わない過剰なものなどは、不快な思いを感じることもあります。

このため、照明施設の設置には、地域の景観に与える影響に配慮し、必要とする明るさや設置場所、また、照明方法を検討します。

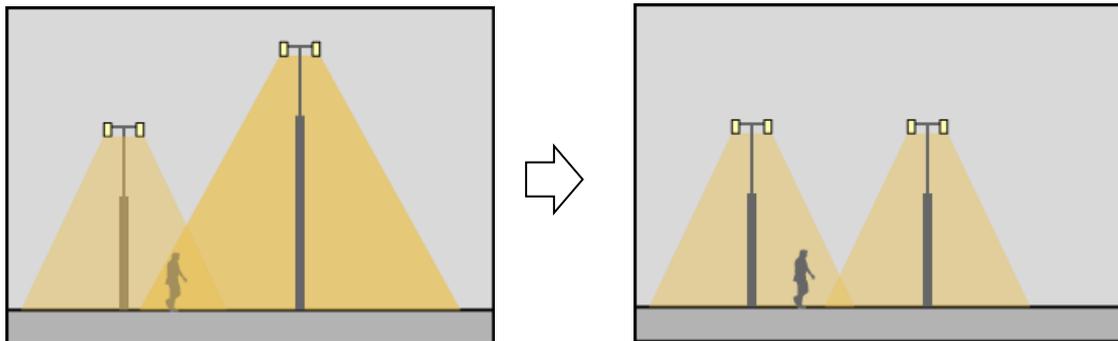
また、必要に応じてライトアップなどによる魅力ある夜間景観を演出します。

## 《ポイント》

- 必要以上の照明とならないよう、照明の高さや光量、照明方法を検討する。
- 設置する場所に応じて、照明の種類、光の向き、光量などに配慮し、夜間景観の演出を工夫する。

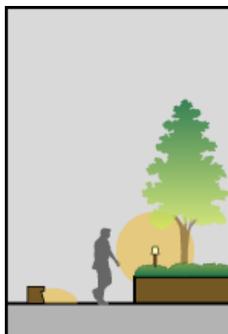
## 配慮事例等

## ○照明の高さや光量に配慮したイメージ



高さ、光量を揃えて設置

## ○照明方法や場所による夜間景観の演出イメージ

外構との組み合わせや  
フットライトによるあかり

対象項目：

共通項目

要素：

f. 照明施設

ガイドライン

## 2. 周辺環境との調和

## 【昼間の景観への影響を考慮する】

照明施設は、昼間の景観においても公共空間における重要な景観要素となっています。

そのため、設置に当たっては、周辺の景観に雑多な印象を与えないよう、設置場所や数、方法などを検討するとともに、地域や周辺の景観にあった形態、意匠とします。

## 《ポイント》

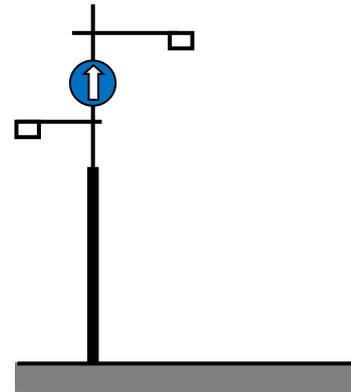
- 舗装やストリートファニチャーなどの関連施設との一体感の演出に努める。
- 他の施設と設置位置が重複しないよう、共架などの工夫をする。

## 配慮事例等

○ 周囲の工作物などと同系色の茶系の色彩を用いたシンプルなデザインの照明施設（東京都）



○ 他の施設と共架した照明施設のイメージ





対象項目：	共通項目	要素：	g. 視点場
-------	------	-----	--------

ガイドライン	<p>1. 周辺環境との調和</p> <p>【眺望を楽しむことができる場所をつくる】</p> <p>本市の景観特性となっている大山や田園風景などを眺望できる場所では、その眺望を楽しむことができる場所づくりの工夫をします。</p> <p>《ポイント》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■良好な眺望が得られる場所を、視点場として整備することを検討する。</li> <li>■視点場の整備は、周辺の景観との調和に配慮するとともに、眺望を生かすための工夫をする。</li> <li>■視点場には、必要に応じて、眺望などを説明するサインなどの設置を検討する。</li> </ul>
--------	--

### 配慮事例等

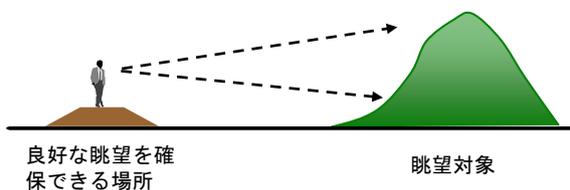
○景観特性となっている大山の眺望（伊勢原市）



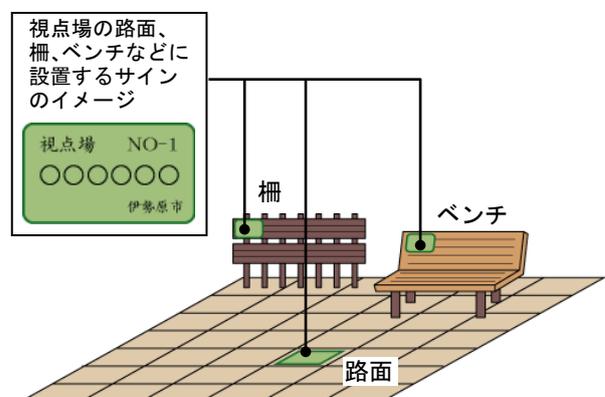
○山なみへの眺望が得られる場所に整備された道路脇の視点場（山梨県）



○視点場となる場所のイメージ

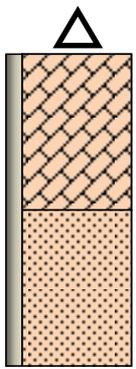
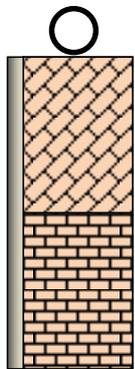
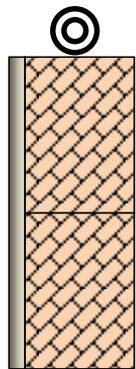


○視点場の情報を示すサインの掲出イメージ



対象項目：	共通項目	要素：	h. 舗装
-------	------	-----	-------

ガイドライン	<p>1. 周辺環境との調和</p>	<p><b>【周辺環境や地域の特性に合った舗装をする】</b></p> <p>歩道は、景観の印象を左右する重要な要素です。歩道空間が周辺のまちなみと調和することで、親しみやすさを感じるとともに、空間の広がりなどを感じる景観となります。</p> <p>このため整備に当たっては、周辺の景観、また歴史・文化などを十分に踏まえ、素材や色彩などを検討します。</p> <p>《ポイント》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■歩道は、地域や道路の特性に合わせた素材、色彩とするよう配慮する。</li> <li>■舗装の着色を行う場合は、高彩度の色の使用を避けるとともに、色調の統一を図る。</li> <li>■工事等による舗装の復旧の際は、従前の舗装デザインが反映されるよう検討する。</li> </ul>
--------	--------------------	--

配慮事例等		
<p>○暖かみのある茶系の色彩及び素材の住宅地の歩道（埼玉県）</p> 	<p>○松並木のある参道の景観に配慮したグレー系の色彩による舗装（神奈川県）</p> 	
○望ましい舗装補修のイメージ		
		
カラー舗装による補修	似た舗装材による補修	同じ舗装材による補修
補修部分		



対象項目：

共通項目

要素：

i. 緑の保全と緑化

ガイドライン

### 1. 地域性や季節感を演出する緑化

#### 【地域特性に配慮し、季節感やうるおいを感じさせる樹種とする】

緑は、まちなみにうるおいを与えるとともに、良好な景観を形成するための重要な要素となります。また、自然植生との調和や樹種の工夫などにより、四季の移り変わりを演出するなど、まちなみの魅力を高める効果があります。

このため、緑化においては適切な樹種の選定による景観の魅力向上を積極的に図ります。

#### 《ポイント》

- 季節による樹木の変化などを考慮し、複数の樹種の組み合わせを検討する。
- 樹高や樹冠のボリュームなど、樹木の生長を考慮した樹木を選定する。
- 樹木の性質に合わせた適正な維持管理を行う。
- 周辺の自然環境、また山なみや田園景観などの景観特性との調和に配慮した、配置などを検討する。

#### 配慮事例等

○複数の樹種による公園の緑（伊勢原市）



○紅葉による季節を感じさせる演出（福島県）



対象項目：

共通項目

要素：

j. 色彩

ガイドライン

## 1. 地域性への配慮

## 【地域の景観特性と調和する色彩とする】

色彩計画に当たっては、「やま」「おか」「まち」「さと」に代表される地域特性を始め、地域の自然や歴史・文化、また、成り立ち、暮らしなどを十分に配慮します。また、地域で大切にされている景観資源などの調和が図られるなど、地域らしさが生きる工夫を行います。

## 《ポイント》

- 景観ガイドライン【基本編】の色彩の項目を参照する。
- 地域の自然、歴史・文化などに配慮した色彩とする。
- 地域の景観特性となっている色彩がある場合にはその色彩を活用する。

## 配慮事例等

- 自然景観に配慮し、茶系の色を使用した防護さく（富山県）



- 田園景観に配慮し、低彩度色を基調としたシンプルな配色の建物（栃木県）



- 既存の建物と色調をあわせて建てられた施設（群馬県）



- 地域の歴史・文化に配慮した色彩で統一されたまちなみ（兵庫県）





対象項目：

共通項目

要素：

j. 色彩

ガイドライン

## 2. 基調色とアクセントカラー

### 【施設のまとまりを意識した効果的な配色を行う】

公共施設の色彩について、外壁や屋根などの広い面積に使用される基調色は、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の建築物やまちなみなどとの調和に配慮します。

なお、アクセントカラーは、地域特性などに十分配慮しながら慎重に検討します。

#### 《ポイント》

- 基調色は落ち着いた色彩とする。
- 基調色と異なる色調のアクセントカラーを使用する際も、基調色とのバランスを十分に配慮したものとする。
- 特に、自然や歴史・文化、山なみの眺望などが景観特性となっている場所では、高明度、高彩度色のアクセントカラーの使用は避ける。

### 配慮事例等

○彩度や明度差を生かしながら、同系色の色彩でまとめ、周辺の景観との調和に配慮した配色（富山県）



○全体の印象を引き締めるため、周辺との調和に配慮した彩度を抑えた基調色に、小面積でアクセントカラーを使用した配色（富山県）



【コラム：色の表現について】

『マンセル値とは・・・』

本ガイドラインでは、色を表現する際に、多くの人が共有できる客観的な尺度として、日本工業規格（JIS）の標準色としても利用されている「マンセル表色系」を用います。マンセル表色系は、1つの色を「色相」「明度」「彩度」といった3つの属性で表すものであり、これによって「濃い赤」や「淡い赤」といった色名よりも個人差のない正確な色彩を表現することができます。

■色相（しきそう）

「色合い」を10の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベットと数字で表す。

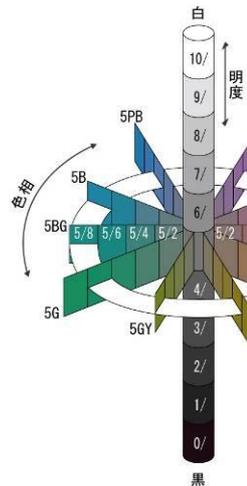
■明度（めいど）

「明るさの度合い」を0から10の数字で表す。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなる。

■彩度（さいど）

「鮮やかさの度合い」を数字で表す。鮮やかな色彩ほど数値は大きくなるが、その最大値は色相によって異なる。

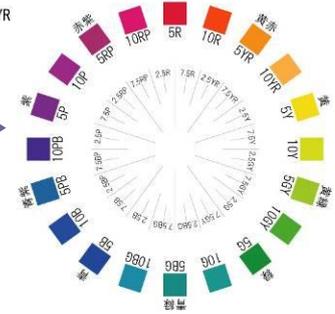
《色立体》



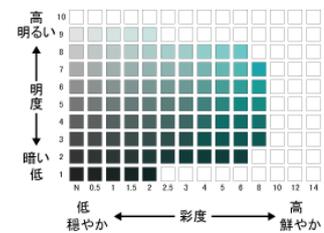
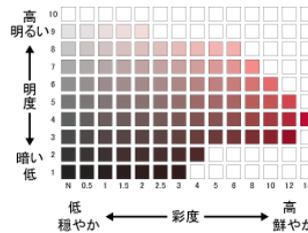
《マンセル値》



《色相環》



《明度と彩度》



『工作物などに使用する色彩』

工作物などについては、地域特性に配慮しながら次に示す色彩の使用を基本とすることで、周辺の景観となじみやすく、緑豊かな自然地や市街地のまちなみとの調和を図ることができます。

■ ダークブラウン（こげ茶色）  
10Y R 2.0/1.0（マンセル値）  
19-20B（日本塗料工業会色票番号）



■ グレーページュ（薄灰茶色）  
10Y R 6.0/1.0（マンセル値）  
19-60B（日本塗料工業会色票番号）



■ ダークグレー（濃灰色）  
10Y R 3.0/0.5（マンセル値）  
19-30A（日本塗料工業会色票番号）



■ オフホワイト（乳白色）  
10Y R 8.5/0.5（マンセル値）  
19-85A（日本塗料工業会色票番号）





対象項目：

共通項目

要素：

k. 素材

ガイド  
ライン1.  
地域性への配慮

## 【地域の自然や歴史・文化に配慮した素材を使用する】

地域の自然や歴史・文化との調和により使用されてきた、自然素材や地場産の素材などは、地域らしさを感じる景観要素となるものです。

そのため、公共施設を整備する際は、地域特性に配慮した素材を活用します。

## 《ポイント》

- 地域らしさを感じる景観要素となる素材を積極的に活用する。

## 配慮事例等

○ 間伐材を活用した公園の階段（伊勢原市）



○ 木材を使用した自転車駐輪場（静岡県）

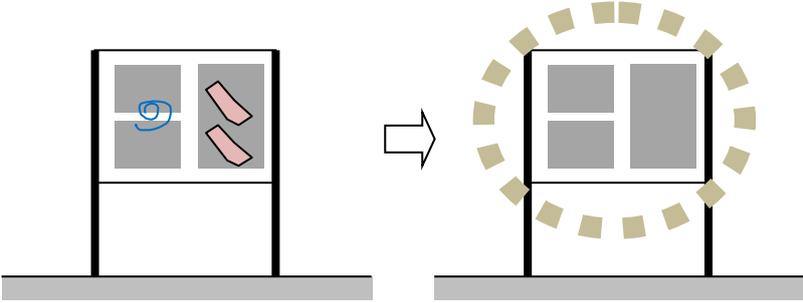


○ 間伐材を活用したベンチ（伊勢原市）



<b>対象項目：</b>	<b>共通項目</b>	<b>要素：</b>	<b>k. 素材</b>
--------------	-------------	------------	--------------

<b>ガイドライン</b>	<b>2. 耐久性への配慮</b>	<p><b>【景観の質を維持しやすい素材を使用する】</b></p> <p>経年変化による退色やさび、汚れなどにより、景観の質は低下していきます。</p> <p>このため、耐久性に配慮するとともに、汚れなどによる質感の変化が周辺の景観に与える影響なども考慮した素材の使用を検討します。</p> <p><b>《ポイント》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 耐久性、洗浄や補修、またメンテナンスなどを考慮した素材を検討する。</li> <li>■ 必要に応じて、貼り紙や落書き防止の表面処理を検討する。</li> </ul>
---------------	-------------------	--

<b>配慮事例等</b>	
<p>○ 耐久性があり、素材の変化が少ない石材を使用した公共施設（群馬県）</p>	<p>○ 周辺の景観と調和し、経年変化の少ない素材を使用した舗装（栃木県）</p>
	
<p>○ 貼り紙及び落書き防止の表面処理を行ったサインのイメージ</p>	
	

## 4 手続

### (1) 景観条例に基づく事前協議及び景観法に基づく通知の対象について

市内で公共施設の整備等を行う場合は、その規模や内容により、伊勢原市景観条例に基づく事前協議や景観法に基づく通知が必要となります。

事前協議及び通知の対象となる公共施設の整備等は、次のとおりです。

#### ①事前協議の対象について

事前協議を必要とする公共施設の整備等は、次のとおりです。

対象	事前協議を必要とする行為
道路、公園、河川、公共建築物などの公共施設	新築・新設、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

#### 適用除外となるもの

災害等の緊急時において応急措置として行う行為や地下構造物などの周辺景観に影響を与えない行為、小規模な維持補修などは適用除外となります。

#### ②景観法に基づく通知について

景観法に基づく通知を必要とする公共施設の整備等は、次のとおりです。

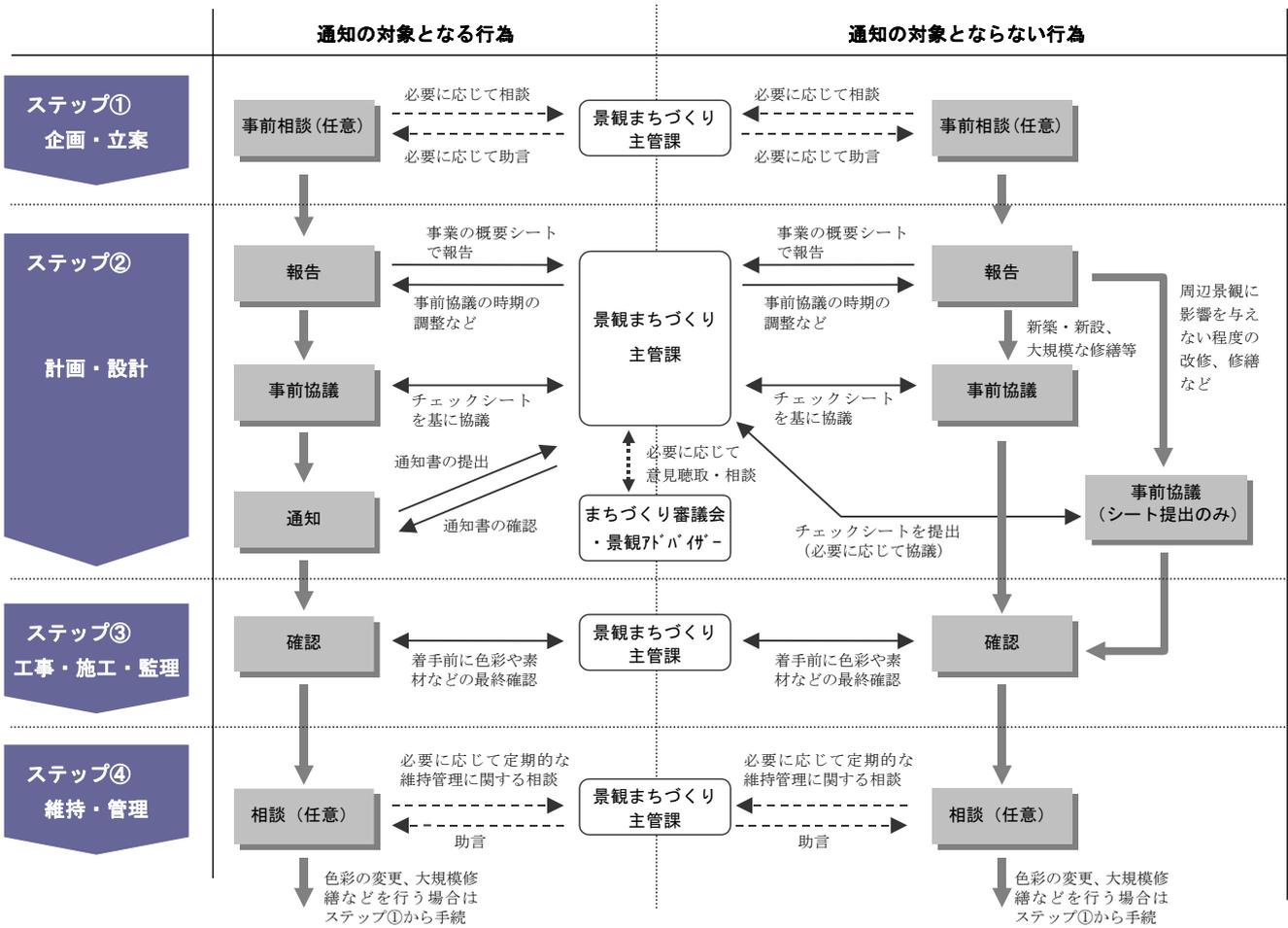
行為	行為の通知の対象規模
	市全域
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ10mを超えるもの</li> <li>延べ面積が500㎡以上</li> </ul>
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<p>次に掲げる工作物のうち高さが10mを超えるもの（擁壁については、高さが5mを超えるもの又は高さが2mを超えるもので長さが20mを超えるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法施行令第138条（第1項第2号を除く）に規定するもの</li> <li>鉄塔、鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの</li> </ul>
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発行為に係る土地の区域の面積が3,000㎡以上のもの</li> </ul>
法第16条第1項第4号の条例で定める行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>土石、廃棄物の堆積で、堆積の期間が60日を超え、かつ、その土地の区域の面積が500㎡以上のもの</li> <li>※良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ないものその他の特別な理由があるものとして規則で定める行為を除く。</li> </ul>

※通知の対象行為の詳細については、伊勢原市景観条例の別表を参照してください。

※景観重点地区に指定された地区については、通知の対象となる行為が別途定められることがあります。

## （２）公共施設の整備等における手続の流れ

公共施設の企画・立案から、維持管理までの手続の流れを示します。



項目	内容
事前相談 (任意)	・企画・立案の段階において、必要に応じて景観まちづくり 主管課に相談し、助言を受けます。
報告	・計画・設計段階で景観まちづくり 主管課に簡単な内容と工期などを報告し、事前協議の有無及び時期を決定します。
事前協議	・計画及び設計変更が可能な時期において、チェックシートをもとに事前協議を行います。その際に、必要に応じてまちづくり 審議会や景観アドバイザーと意見聴取、相談を行います。 なお、周辺の景観への影響が少ない軽微なものについては、チェックシートの提出により、事前協議を省略することができます。
通知	・通知の対象となる行為は、景観法第 16 条に基づき通知書を提出します。
確認	・色彩及び素材については、工事着手前に色見本などにより確認を行います。
相談 (任意)	・良好な景観を維持管理していくに当たり、必要に応じて景観まちづくり 主管課に相談し、助言を受けます

■ 図一 公共施設の整備等における手続の流れ



発行年月 / 令和 6 年 3 月

発行 / 伊勢原市

編集 / 都市部 都市政策課

問合せ先 / 〒259-1188

神奈川県伊勢原市田中348番地

Tel : 0463-94-4711 (代表)

Fax : 0463-95-7614

E-mail : t-seisaku@isehara-city.jp

やま



おか



ま



き

